

論文

## ソーシャルワークにおける自己決定原理の考察

—自律・自己決定の「価値」をめぐって—

石川 時子

Consideration of the self-determination principle in social work

—Focusing on the worth of autonomy and self-determination—

Tokiko Ishikawa

本稿はソーシャルワークの倫理における自己決定の原理を、「価値」の視点から問うものである。自律や自己決定に関する議論は、それ自体が既に価値あるものとしてみなされ、「なぜ価値があるとみなされているのか」という視点からの問いは少ない。本稿ではソーシャルワーク論上において、成立期からポストモダンに至るまで、自己決定は常に発達する（させる）べきものとして捉えられている「発達の自己決定観」が採用されていること、「尊厳」というより上位の価値を達成するための「手段的価値」が自己決定に存在していることを論じた。しかし自己決定の手段的価値に依拠する場合、その射程に捉えられない人々がいることや、経済的自立に再び自己決定の主要な目的が置かれてしまう危険性を指摘できる。ソーシャルワークの倫理は、自己決定の原理に拘泥した場合、自己責任と排除の言説を進行させかねないという問題がある。

キーワード ソーシャルワーク、自律、自己決定、価値、発達の自己決定観

### 1. はじめに

本稿は社会福祉学、とりわけソーシャルワーク論上において重要な価値理念である「自律」および「自己決定」を、概念的に探求するものである。これまでも、社会福祉学・ソーシャルワーク論上において、自律・自己決定に関する論考は数多く編まれてきた。しかし、それらは方法論的考察、すなわち「自律・自己決定をどう尊重（支援）するか」という議論に傾倒してきた。そもそも「何が」自律・自己決定であり、「なぜ・何のために」尊重（支援）されるべきであるのか、対象や価値についての論考はほとんどなかったといえる。

筆者は別稿において、自律概念を「能力」とい

う視点から整理し、「何が」自律であるのか、自律概念を考察した。そこでは自律能力とは、「行為主体性」「選好形成」「合理性」「表出」の4つの能力、および「環境」という外的条件によって成立することを述べた。また「自己決定」は自律能力の一部であり、自律の表出能力にあたることを示している<sup>1)</sup>。

本稿では、自律・自己決定に対するまた異なる視点からの問い、すなわち「自律・自己決定にはなぜ価値があると見なされているのか」という「自己決定の価値」を問うものである。管見では、こうした視点からの問いは方法論的考察に比して多くはない。小山（1999:149）によれば、自己決

定の原則がソーシャルワークにおいて重視されているのは「自明すぎる（ように感じられる）だけに詳細な検討がなされてこなかったという面があるのかもしれない」と述べてられているが、自律や自己決定は、それそのものが既に価値あるものとして捉えられ、それ以上は論じられることは極端に少なかったと言える。

しかし、自律・自己決定の価値を問わないことは、自己決定が過度に価値化される傾向に疑義を感じたとしても、反証する術を持たないことになる。別稿で既に指摘したように、現在、日本においては自律・自己決定を過度に価値化する傾向にあり、その能力を持つこと（自己決定すること）を人々に強制することや、自律能力を持たない人を貶める（自己決定できなければ、人としての価値が減じられると見なす）言説を生み出すことに繋がりがかねない。

従って本稿では、自律・自己決定がなぜ尊重すべき原理としてソーシャルワークに根付いているのか、自己決定の価値の理論構造について考察する。さらに、自己決定の価値に拘泥した場合、ソーシャルワークの目指す「尊厳ある生」にも理論的限界があることを指摘したい。

## 2. 用語について

ここまで「自律・自己決定」と併記してきたが、この二つの用語について、本稿での意味を確認しておきたい。本稿における「自律 autonomy」とは、単純に「自らの意思決定」を指すものである。別稿で詳しく論じているため、ここでは自己支配や自己コントロールなど自律概念に含まれる多義的な用法・意図については論じない。

また自律と自己決定は互換的に用いられることが多いが、哲学や生命倫理学上では、意思決定に関わる概念を論じる場合は「自律」を用いることが一般的である<sup>2)</sup>。しかし、社会福祉学上では本

人による意思決定を表す場合は「自己決定 self-determination」を用いることがほとんどである。本稿では主にソーシャルワーク上の自己決定を扱うため、意思決定に関しては単純に両者を併記するか、「自己決定」を優先的に用いることにする。ただし、哲学・生命倫理学上の先行研究の分析では、引用元に従い「自律」を優先的に用いることとする。

自律の能力には複数の要素から成ることは既に述べたが、自己決定は自律能力のうちの「表出能力」に当たるものである（石川2009）。そして自己決定（表出）に至るまでには、何らかの欲求を持つことや、複数の選好に優先順位をつけること、目的と手段を合理的に考えること、最終的にそれを効果的に表明することなど、重層的で多様なプロセスが存在している。しかしそういった複雑な過程を無視して、意思を表出すること、決めることだけにこだわるのは問題が起きることや、多くの人にとって強迫的な「自己決定＝自己責任論」を生み出すため<sup>3)</sup>、ソーシャルワークを含む医療・保健等対人援助学全般では、援助者と利用者が話し合いの上に紡ぎ出す「自己決定の共有論」が生まれている。しかし本稿ではこうした意思決定の共有を含む自己決定論を対象とするわけではなく、そもそも自己決定そのものが、ソーシャルワーク上でなぜ価値を置かれてきたのか、価値の構造を問うものである。従って近年の自己決定概念の拡大や共有論についてはここでは扱わない。

## 3. ソーシャルワークにおける自律・自己決定の位置づけ

### (1) 倫理綱領における自己決定の原理

まず、「自明視されてきた」自律・自己決定の価値は、ソーシャルワークの倫理綱領においてどのような位置を与えられてきたのか、各国の倫理綱領から確認したい。

国際ソーシャルワーカー連盟 (IFSW) および日本ソーシャルワーカー協会 (JASW) では、「ソーシャルワークの倫理」において、第一に「人権と人間の尊厳」を掲げている。これは各国のソーシャルワーカー団体の倫理綱領も IFSW に準じているため、人権と尊厳を第一に掲げることは共通している。そして自己決定に関しては、NASW (アメリカ)、BASW (イギリス)、オーストラリア (AASW) などのソーシャルワーカー協会の倫理綱領で、ソーシャルワーカーの従うべき義務として、クライアント<sup>4)</sup>の自己決定や自律の尊重する (respect)、促す (promote)、あるいは育成する (foster)<sup>5)</sup>、などと表現されている。

表現の違いや各国、各団体の倫理綱領の成立背景には本稿では扱わないが、ソーシャルワークの価値には「尊厳」が基底にあり、全ての人の尊厳ある生を実現することがソーシャルワークの目的である。そして人間の価値と尊厳の尊重を具象化する方法として、クライアントの「自己決定」を重視していると言えよう。

## (2) ソーシャルワーク成立期における自己決定原理の誕生

次に、ソーシャルワークが体系化される中で、自己決定がどのように捉えられてきたのかを、著名なソーシャルワーク理論家の業績からまとめた。

ソーシャルワークの成立当初から、クライアントの自己決定は主要なテーマであった。アメリカにおいて COS (Charity Organization Societies) が活動を始めた時、貧困は個人の問題とみなされていた。そのため、貧困者に対して教育的援助を行い、如何に働かせるか、労働者として経済的に自立・自助させるかが COS の目標であった。

ソーシャルワークの始祖である Richmond, M.H. (1917, 1922) は、ケースワークを体系化さ

せる中で、クライアント自身の中に「自己信頼 self-reliance」を育てること、「パーソナリティを発達させる」ことを目標としている。彼女は社会環境の改善も唱えていたが、基本的には COS と同じ流れを組み、問題の原因を個人に求め、人々の道徳的な成長の必要性を唱えていた。ケースワーカーの援助とは、貧困者を自助する、自律的人間像に近づくように援助することと考えている。近代社会が持つ個人主義的な人間像を反映しており、自律・自己決定の原理を掲げるソーシャルワークの萌芽があると言えよう。

Biestek, F.P. (1957=1996) によれば、1930年代にはクライアントの権利は単に「参加」ではなく、援助計画の主体がクライアントにあるという考え方が生まれた。背景には、家族療法などケースワーク過程に対して料金を払うスタイルが現れたため、クライアントの自己決定がより重要なものと考えられたためである。

現在もソーシャルワーク教育の中で必ず触れられる古典である「バイスティックの7原則」では、「自己決定の尊重原則」があり、ケースワーカーはクライアントの中にある潜在的な自己決定能力を活性化させること、パーソナリティを発達させる援助をすることなど、援助者の姿勢・行動指針としての自己決定の尊重を述べている。彼も Richmond と同様に、援助者の態度が、クライアントの「人格を発達させる」、「成長させ成熟させる」重要な契機となると考えている。また自己決定の価値を、人間の自由や尊厳といった基本的権利から生じると考え、「自己決定の尊重」原理がソーシャルワークにおいて基礎づけられることとなった。

一方で Biestek は、クライアントの自己決定を行う能力や、法、更に当該福祉機関の機能によって自己決定に制限が加えられることも認めている。要するに彼の言う自己決定は、援助者の枠組

みやニーズ判定の範疇で決められるものであり、尊重の対象も援助者によって選別できる可能性があるものである。

Bernstein, S. (1960) も援助姿勢として自己決定の問題を論じている。彼は自己決定を6つの段階に区分し、いずれもクライアントの自己決定に如何に関わるか、効果的な診断を下すためにケースワーカーが自己決定の多様性を理解する必要性を論じている。ここでも、自己決定の価値は非常に重要なものとされているが、クライアントの能力によってワーカーが合理的な支援を判断することができると考えており、Biestekと同様、援助者によって選別される可能性を残している。

診断学派として知られる Hollis, F. (1964=1966)<sup>6)</sup> は、「自己指向 self-direction」という用語を用いているが、ワーカーが認識すべき自己決定の重要性について論じている。「ワーカーは必ずクライアントのために一番良いことは何かということをも十分知っているということがはっきりしていなければならない。(中略) われわれは、ケースワークにおいて、人は自分で物事を処理することができればでいるほど、彼らはより自己指向的な態度をとることができ、処置終結後も効果的に機能の遂行を続けることができるということを見てきた」(=1966:110-1) とも述べており、彼女は自己決定能力(ここでは自己指向能力)を教育することがワーカーの役割であると考えている。

1950～60年代において、クライアントの自己決定はケースワークの根本原理として確立していった。Richmond以降、ソーシャルワークにおける自己決定の議論は、クライアントの持つ権利として徐々に認識されるようになる。それは「自己決定の尊重」というソーシャルワークの原則として確立し、援助者がクライアントに対してとるべき援助姿勢として論じられていることがわかる。そして最も注目すべきは、クライアントの自

己決定する能力とは、ケースワーカーが発見し、発達できるよう援助することが目標として掲げられていることである。ソーシャルワークの目標は、クライアントの「人格を発達させる」ことが貫かれているのである。ここではケースワーカーは、クライアントの自分自身をコントロールする力を変化させ、強化させることができると考えられており、クライアントにとって相応しい自己決定を知っていることが素朴な前提とされていると考えられる。

これには当初からソーシャルワークが対象としている人々が、自己危害といったリスクを抱えている人々や、自己の利益に結びつかない意思を持つ／行為をする人々を対象としてきたため、クライアントの利益減少・危害の防止のためには、自己決定を制限する介入やパターナリズムを内包するものとしてソーシャルワークが成立してきたためである。

しかしそれがワーカーの思惑に立った制限や専断、専門家支配であったことが批判を受けることになった。

### (3) ポストモダンと社会福祉基礎構造改革以降の言説

以上のようなワーカー主導の自己決定観は、パターナリスティックであるという批判がまず当事者から沸き起こった。

1960年代末からの自立生活運動(Independent Living Movement, IL運動)では、身辺自立や経済的自立に関わりなく、自己決定権の行使を自立と捉える。生活で介助・ケアを必要としていても、自らの望む生活様式を選択して生きることを自立生活と考えるという、自立観の転換を唱えた<sup>7)</sup>。IL運動では「自立」概念が再考の対象にされているが、これは自己決定概念にも変化をもたらしている。自立生活とは、施設でも親元でもなく、介

助を受けて地域で暮らすことを目指している。そのため当事者は暮らしの在り方を自分で決める「自己決定」を強調した。これまで保護され、(施設や親元といった)援助者の枠組みの中の選択肢でしか「自己決定」ができなかった立場から、自らの主体性や危険を冒す自由を主張し、援助者の想定と異なる(一人暮らしという)自己決定を打ち出した。

これは1950～60年代にソーシャルワーク理論で論じられていた、援助職が認めた方向性や範囲内での自己決定を優先し、時に保護や介入によって制限を伴う自己決定論とは根本的に異なっている。IL運動で唱えられた自己決定とは、専門家のアセスメントや枠組みの設定・制限を受けるものではなく、当事者の意思決定のみに主眼を置いたものである。これまでの専門家による自己決定論は、パターンリズムであると明確にされ批判された。社会福祉の援助にとっては、この異議申し立ては重い意味を持って受け止められる。

ソーシャルワーク内部からもこうした批判に応え、自己決定に対する二つのアプローチが生まれる。ひとつはモダンの援助観を修正発展させた、専門知に基づく援助の改良を検討する立場、もうひとつは援助論のパラダイム転換とも言えるポストモダンのアプローチである。

まずひとつ目は、より科学性を高め、専門性や客観的基準の介入を検討しようとする立場である。Levy, C.S.(1993), Reamer, F.G.(1999=2001), Rothman, J.et.al(1996)など、介入の基準と自己決定尊重の倫理的ディレンマについて数多くの研究が行なわれている。これらは基本的には、援助者がクライアントの能力を発展させるというモダニズムの自己決定観を継承しつつも、パターンリスティック志向を再考し、クライアントのニーズやエンパワメントに焦点を当てた援助を探求している。自己決定の尊重と制限がどのような倫理的

ディレンマとして理解できるのか、NASW倫理綱領などから分類して考察し、ソーシャルワークの科学化を発展させようとする立場といえる。

ふたつ目は援助方法論の科学化を目指すのではなく、援助論のパラダイム転換ともいえる、新たな援助モデル、ポストモダンのアプローチの展開が起こる。ポストモダンのアプローチでは、これまで自明視してきた社会福祉の科学性や客観性そのものに懐疑を提示した。クライアントの主体性を再考し、クライアントの中にある潜在的能力を、専門家主導ではない形で、パートナーシップや協働の概念を取り入れた援助モデルが試みられるようになった。1980年代から90年代にかけて、ワーカーと利用者<sup>9)</sup>の権力関係を問題にし、専門家のアセスメントで問題を定義するのではなく、利用者自身が対話を通して自身の問題の定義や解決方法・目標を決定していくモデルが登場してくる。エンパワメント・アプローチやストレングス・モデル、ナラティブ・モデルなどがこうしたポストモダンのアプローチに含まれる<sup>9)</sup>。

自立生活運動が展開されていく中で、運動を行う人々の一部で主張された自己決定論は、障害者を隔離し、その主体性を奪ってきた従来の援助論に対するアンチテーゼとして発展してきたため、逆に介助者を単なる手足とみなすなど、他者の存在を排斥する過激性をも持ち合わせていた<sup>10)</sup>。しかし、「自己決定は他者の関与を全く受けないものである」という、援助者の存在をも否定しえない言説は現実的ではなく、ソーシャルワーク理論は利用者とのパートナーシップや協働を打ち出すことによってその存在意義を確認してきたという面がある。ポストモダンの理論における新たな自己決定論は、利用者と援助者が意思決定を共有する、自己決定は協働の上に成立する、という自己決定観を採用しているのである<sup>11)</sup>。

#### (4) 発達の自己決定観とその射程

自己決定概念とその尊重原理は、いくつかの段階を経て成立してきたことがわかる。ソーシャルワークの初期～発展期には、クライアントの自己決定能力は、ソーシャルワーカーによって発見され発達されるべきものとして考えられ、援助者の姿勢や態度・心構えとして論じられてきた。しかしIL運動後には、専門家主導やアセスメントによって制限が伴う自己決定観ではなく、利用者の意思決定を優先し、保護的リスク回避を拒否し、危険を冒す自由も含む自己決定観が生まれた。そしてポストモダンのソーシャルワーク理論においては、他者の関与を否定する自己決定観ではなく、利用者と援助者が話し合い協働するという自己決定観が唱えられている。

こうした自己決定観に、本稿では以下の課題があると考えている。ソーシャルワークの成立以来、自己決定は人々にとって常に発展すべきものとして捉えられていることがわかる。ワーカーによって発達させられるのか、利用者自身が発達させるのか、という違いはあるが、自己決定能力を発達させることはパーソナリティの成長や自立的生を送るため不可欠のものとされ、ソーシャルワークの目標として考えられてきている。これを以下、発達の自己決定観と称する。

しかし、この発達の自己決定観では、一部の人を排除して成立してきているとも言える。すなわち、重度の知的障害や精神障害、認知症などによって自己決定が困難な人は、自己決定能力を発達させることが出来ない（または困難である）とみなされる（同時にパーソナリティの成長が出来ないともみなされる）。発達の自己決定観を持ち続ける限り、こうした人々を自己決定能力の発展を目指した援助の過程からは排除し、「例外」として扱うことでしかソーシャルワークの目標は成立しえないのである。

こうした人々に対しても、ソーシャルワーク原理には「人間の尊厳」が掲げられているが、発達の自己決定観になじまない人々に対しては、尊厳の原理は保護やリスク回避といった、旧来の専門家主導の援助の範疇に納められることになる。そしてそれはIL運動からは批判されたものである。

「自己決定の例外」として置かれることは、「自己決定が何より重要である」といった、自己決定を過度に価値化する言説の前に置いて、人を無価値化することになりかねない。自己決定が困難な人々が、例外化されたり無価値化されたりことなく、ソーシャルワークの目標に位置づけられるためには、自己決定がなぜ価値が置かれてきたのかを探る必要がある。従って本稿では、次に自己決定になぜ価値が置かれているのか、その構造について以下で考察したい。

## 4. 自己決定の価値に関する先行研究

### (1) ソーシャルワーク上の自己決定の価値理論の先行研究

ソーシャルワーク理論において、自己決定の価値理論の構造について言及したものは少ない。その中で、その中で衣笠（2009）は、自己決定の価値を理論的に考察した数少ない研究である。

彼は、ソーシャルワークの価値理論の構造は、「人間の尊厳」という価値を具現化するために「自己決定の原理」が位置づけられてきたが、自己決定の原理が実践的に考察されるものは数多くあっても、1990年代以降のレビューを行った結果では、自己決定を重要視する理論構造を検討したものは少ないこと指摘している。Horne（1999）やButrym（1976=1986）らの議論をレビューしつつ、ソーシャルワークにおいて自己決定に関する議論の源流を、カント哲学の自由概念に求める。そして、ソーシャルワークの価値の理論構造には、まず「近代市民社会が要請する個人＝主体のあり

方」が規定されており、クライアントの「自律し自己決定できる力を開発することで」彼らを「価値ある立場」=近代的な人格を有する主体にまで引き上げることが目指されている、とまとめている。

この指摘は、「3. (2) ソーシャルワーク成立期における自己決定原理の誕生」でも述べたように、発達の自己決定観とも重なるものである。本稿では更に、自律・自己決定原理の源流として、生命倫理学や哲学上の先行研究で数多く取り上げられる、KantとともにMillの論を検討し、その上で、自己決定の価値が現代社会においてどのように乱用され、不利を被る人々を生み出すのかを考察したい。

## (2) 自律の価値：道徳性と自由—Kant, IとMill, J.S.の論から

Kant, I (1785)「人倫の形而上学の基礎づけ」<sup>12)</sup>とMill, J.S. (1859)「自由論」は後の研究に度々引用され、自律論研究の古典であるとされている。両者の論の中から、自律の価値について論じているものをここで考察したい<sup>13)</sup>。

Kant (=2005:313-6, 332-9)によれば、意志の自律とは、理性的存在者が彼自身に対して法則を与えることであり、その法則は普遍的な道徳性を内面化したものから導き出されるものでなくてはならない。自身に対して法則を与える「自己立法」と、自らを「道徳」によって律すること、この二つの要素があって初めてKantの考える「自律」が成立する<sup>14)</sup>。

Kantの論は自律に関する論客の中で度々引用されるが、その多くは「自己立法」に着目した論考が多く、これが「自己決定」の意味付けに引用されている。しかし八幡(2008)によれば、Beauchampらのバイオエシックス上の研究<sup>15)</sup>においてKantが引用される際に、自律尊重原則として自律とい

う言葉が用いられ、これが自己決定を意味するものとして次第に個人主義的色彩を強めてきたことが指摘されている。しかしKantの論の本質は、他者からの押し付け(共同体価値への順応)を嫌い、本人が自分に関することを決定することを単に主張したのではなく、自分自身が道徳を吟味し、それを自己の法則として従うことを論じており、個人の私事に関する決定ではなく、道徳性への熟慮と準拠を重視しているのである。従って現在のバイオエシックス上の自律とKantの言う自律はやや異なったものであり、道徳性に向かうこと、「目的の国」を成立させること、に彼の考える自律の価値があると考えられる。

次にMill, J.S.は「自由論」から自律に関した部分を概観したい。Millの自由論では自己支配について論じた部分が多くあり、これが自律を論じたものとして数多く引用されている。彼は本人の意志に反して権力・干渉が是認されるのは、他人に害を及ぼす場合の防止のみであり、たとえ本人の利益になるからといって他者の干渉は否定している(侵害原理)。個人はその肉体と精神の主権者であること、人間は自己の意見を実行する自由を持ち、それは自分自身の責任と危険においてなされる限りで自由であること、などが有名な部分である。一方で彼は「小児」や「他人の世話を受ける必要のある人」、「狂乱状態や反省能力を十分に活用できない人」には自由を持つことから除外し、干渉と保護を当然視している(=1971:25, 194)。

こうした彼の論は、自律した人間の対象から子どもや知的・精神障害者は除外していると考えられる。彼の想定する標準的な成人には、自ずと自身についての利害が判断できる能力が備わるため、自身の決定の及ぶ範囲には他者の干渉を否定し、自己支配を強調している。同時にそうした人間には自己責任が伴うものとされている。彼は当

時の不当な専制支配から人々が啓蒙され独立できることを狙って自由論を著しているため、彼が追求する自由を可能にする自律には、それ自体に素朴に価値があると考えている。

### (3) 自律の価値：本質的価値と手段的価値

自律の価値を論じるには、「自律」それ自体に価値があるとみなす立場、つまり「本質的価値 intrinsic value」を認める立場と、自律によって他の（何かしら善い）帰結がもたらされるために価値があるとする、「手段的価値 instrumental value」があると考え二つの立場がある（Dworkin, 1988:111）。

前述の小山（1999）の指摘にもあるように、自律が既に自明の価値を持つと考え、それ以上は問わない論調は多い。小山の場合はMillを引用して価値論そのものではないが自律の価値について若干の言及をしている。この本質的価値の立場ではMillの自由論を引用して自律の価値を（自明視して）論じる傾向にあるのではないかといえる。Mill自身が自律をどう捉えていたのかは、彼の論に一貫して表れているわけではないが、彼の場合は自律に本質的価値を置く立場にあると見なしている。彼は、より上位概念である自由を達成するために自律が必要であると考えているので、この立場では手段的価値を認めているとも捉えられるが、根本的には自由と自律をほぼ同格で扱っており、成人の能力として自然に備わる自律には、それ自体に価値があると考えている。

しかし、自律を本質的価値で論じると、そこで自律の価値への問いは思考停止することになる。自律の価値をより深く考察するのは、手段的価値の立場であり、これはKantの論に遡って考えることができる。前述のように、Kantの論そのものは、自己立法と道徳性によって自律が構成されているが、彼の論の自己立法や自己規制、理性的存在者

といった概念自体が、近代市民社会を作り上げる上でキータームとなっていく。Kantに依拠したことでも知られ、近代社会の市民の条件を論じたRawls, J. (1993)は、市民には自らの道徳力を発達させ、「善」の観念を追求することが要求されること、そしてそれによって市民に「尊厳」が与えられると論じている。また尊厳は自律能力によって基礎づけられるのであり、近代市民社会における自由と平等を成立させるには、市民が高い自律性を持つことが要請されると論じている。要するに、より上位概念である「尊厳」を達成するために、その手段として自律の価値があることになる。

## 5. 自己決定の手段的価値

### (1) 自己決定の価値＝尊厳の達成のため

ここから再び、社会福祉学、ソーシャルワーク上の慣例に従って用語を自律から自己決定に戻して考察したい。

自律および自己決定とは、より上位概念である「尊厳ある生」を達成するために価値が置かれてきていることがわかった。自律が上位概念を達成するために価値があるとみなす見解は、社会福祉、ソーシャルワークにおいても存在している。先に倫理綱領でも確認したように、ソーシャルワークの各倫理綱領は第一に「人間の尊厳」があり、その実効のために下位の自己決定の原理が存在している。また先行研究でも述べてきたように、前述のBiestekは、論理構成は明確ではないが、自己決定の価値の根源を自由または尊厳に由来するものとして捉えていることがわかる。ソーシャルワーク論上では、自己決定は段階的に発達することが前提とされており、モダニズムの援助観では援助者がクライアントの自己決定能力を発見・発達させることが目指されており、さらにポストモダンの理論でも利用者自身が自己決定能力を発達させる「発達の自己決定観」が採用されてきてい

る。換言すれば、自己決定が阻害された状態の人は、尊厳が失われた状態であり、自己決定能力を発達させる・自己決定できる状態に引き上げるような実践がソーシャルワーク上で目指されていることになる。

しかし、衣笠（2009:23）の指摘するように、自己決定できる強い個人に尊厳を置く理論構造を持つ限り、人々を自己決定できる人／できない人に二分し、後者の人々を阻害し排除するという構造的問題を抱えているといえる。重度の知的障害や精神障害を持つ人々は、「自律性なき者」（と評された者）の存在は、ソーシャルワークの理論的射程外に置かれることになる（田中, 2010）。

## (2) 自己決定の価値＝自助する存在

もうひとつ、自己決定の価値を、近年の「自立」をめぐる言説から考察したい。「自立 independence」は語源通りには「他の援助や支配を受けず自分の力で身を立てること」（広辞苑より）である。しかし、社会福祉学上ではIL運動の影響を受け、身体的・経済的に他者に依存しないことを自立とするのではなく、身体介助等を受けても自己決定することを「自立」とし、一般言説よりも拡大した意味を持って使われるのが普通である。

近年再び、「自立」言説は「経済的自立」を志向して使われることが多い傾向にある。生活保護制度における自立支援プログラムを例にとると、その理念上の自立支援とは、「経済的自立」のみならず、「日常生活自立支援」や「社会生活自立」も目指すものとしている。しかし自立支援プログラムへの参加に事実上の強制・経済的サンクションを伴うこともあり得、経済的自立に向けて積極的に努力しなければならない側面を持っている（秋元, 2010:89-113.）。

近代市民社会の成立過程において、経済的自立

は自由で人格的に自立した強い個人像——つまり、自律し自己決定できる人間像——の成立とセットになっている。岩崎（2002）は、近代においては市民の要件として自律と並んで「自助」が求められたことを述べているが、富裕欲に基づいて個人的努力を行うには、理性（ここでは自律と同義）が必要であり、富裕欲を自らの労働によって満たすという自助＝経済的自立が重視されるようになったことを論じている。つまり、自律した人間は経済的自立が可能になることが期待されているのである。

これは、現代の自律・自己決定を強調する傾向にも一つの示唆を与えてくれる。自律する人間がその能力を使うことによって、他者に経済的・身体的に依存しないことが可能となり（＝自立）、援助するという社会のコストを削減することに繋がる。

ここから更に発展して述べれば、現代での自律・自己決定の価値は、(Kantの唱えたような)主体の「尊厳」に依拠するよりも、他者に依存せず社会的コストを削減するという意味で「自己決定する自立／自律」が濫用されている側面があるのではないかと考えられる。

寺本（2008:10）は、障害者自立支援法が成立する中で、「自立」は経済的自立・身辺自立から「支援された自立」「自己決定する自立」という考え方が取り入れられてきたが、「現在再び／依然として『経済的自立』『身辺自立』を重視した制度設計や思想への揺り戻しがあるのではないかと述べている。これは、はじめに指摘した自己決定能力が人としての価値に結びついてしまう危惧以外に、「自己決定する自立／自律」言説は実際の制度運用や援助実践において、経済的自立や身辺自立に直接結びついていくことで客観的評価対象となっているからではないだろうか。つまり自分の意思で決める、表明する、ということができ

れば、それに対する支援が明確となり、支援する側としては方針決定が容易となる。そしてその支援が大なり小なり経済・身辺自立に向かうことが目指されているのである。つまり、自律・自己決定（に行動的な支援が加わる）によって、経済・身辺自立可能となる、という単純な図式が想定されている。

これを更にソーシャルワークに援用してみる。ソーシャルワークの成立以来、人々の自己決定とは発展されるべきものとして、発達の自己決定観が採用されてきた。1980年代以降のモダン、ポストモダンのソーシャルワーク理論上では、対人援助上の意思決定は、専門家の支配性を極力排除し、本人の真意を確かめる丁寧なプロセスが求められているが、これには多大な人的資源を要する。丁寧な支援を要請せず、自律的判断が可能な人間が増えれば、心理・精神的自立（＝自律）への援助は減り、それは社会全体の利益と繋がる。我々の社会の一部の言説は、こうした「自律・自己決定＝決定に至る支援の削減」の意識に基づいて、自己決定の価値を見出しているのではないだろうか。

以上をまとめよう。社会福祉学、ソーシャルワーク上で自己決定に価値が置かれている理論構造とは、尊厳というより上位概念を達成するための手段的価値として自己決定を認めるとともに、尊厳を回復した状態の人、つまり自律し自己決定できる人は支援・援助の受け手ではなくなり、それが支援全体の削減に繋がることを狙い、自己決定の価値を認めている面を指摘できる。

## 5. 結語

ソーシャルワークは全ての人々の尊厳ある生を目的として存立し、その具象化に自己決定の原理を抱え、発達の自己決定観に基づいて自己決定能力を鍛え上げることを方法論的に模索してきた。

しかし尊厳の具象化の手段として自己決定の原理を据える限り、「自己決定できる／できない」の二分は繰り返され、必ず「できない」人を生み出す。自己決定の手段の価値に依拠する場合、その射程に捉えられない人々がいることや、経済的自立に再び自己決定の主要な目的が置かれてしまう危険性を指摘できる。ソーシャルワークの倫理には、自己決定原理に依らない「尊厳ある生」を探索する別の理論構造が必要である。さらに、尊厳ある生を達成した人、すなわち自律し自己決定できる人は、支援の受け手ではなくなることが期待されている側面を指摘することができるが、それは「共生」「連帯」「支えあい」といった、ある種の「尊厳ある生」からも放逐されることにはならないだろうか。ソーシャルワークの倫理は、自己決定の原理に拘泥した場合、自己責任と排除の言説を進行させかねないという問題があるといえる。

付記：本稿は2011年首都大学東京人文科学研究科・博士学位取得論文の一部に加筆・修正したものである。

## 註

- 1) 詳しくは石川（2009）「能力としての自律」
- 2) 応用倫理学事典, 2008, 660より
- 3) 例えば、知的障害や精神障害を持つ人々にとって決定そのものが困難であることや、はじめから「自己決定出来ない人」として抑圧的でパターンリスティックな介入を肯定してしまうこと、また多くの人々にとって常に「決定しなければならない」という強迫観念を生み出すものである
- 4) NASWはclient、日本（JASW）は「利用者」、BASWとAASWはpersonを使用している。
- 5) BASW倫理綱領の2002年版では、‘Foster individual well-being and autonomy…’と述

- べているが、2012年2月発行の倫理綱領では‘Respecting the right to self-determination’に改められている。
- 6) フローレンス・ホリス (= 1966) 「ケースワーク：社会心理療法」(本出祐之・黒川昭登・森野郁子訳) は初版の翻訳。第3版以降は副題が「心理社会療法」のものもある。
- 7) 自立生活運動については定籐 (1993) 参照。
- 8) この頃から「クライアント」よりも「利用者」が好んで用いられるようになる。「利用者」の語はより本人の主体性や専門家と対等な関係を意識した語として考えられている。
- 9) 木原 (2007:36) はソーシャルワークの時期区分をした上で、モダニズムを「専門知と科学化」、ポストモダニズムを「脱権力、脱専門性、当事者の声を軸にした発想」と区分している。
- 10) 小佐野 (1998:80) は「…介助者は障害者の手足になればいいんだ、ということでやってきた。だから手足になる介助者さえつければ後は勝手にやってくださいということだった」と、介助者が手足となるべき主張があったことを指摘している。
- 11) こうした自己決定の共有論の流行については石川 (2009) でも指摘している。
- 12) 原著 ‘Grundlegung zur Metaphysik der Sitten’ (1785)、本稿では篠田英雄訳 (1960) 『道徳形而上学原論』岩波書店、宇都宮芳明訳 (1989) 『訳注・カント 道徳形而上学の基礎づけ』以文社、野田又夫訳 (2005) 『人倫の形而上学の基礎づけ』中央公論新社。の三書を参照しているが、ページ数は野田訳を使用する。
- 13) ここまでソーシャルワーク上の慣例に従って「自己決定 self-determination」という用語を用いてきたが、ここからは生命倫理学や哲学上の先行研究に従い、「自律 autonomy」を用いる。なお意味は自己決定と互換的である。
- 14) そしてこうした理性的存在者が集まり構成されるのが彼の理想とする国、つまり「目的の国」である。
- 15) Beauchamp, T.L. and Childress, J.F. (1979=1997) および Faden, R.R. and Beauchamp, T.L. (1986=1996)。

#### 参考文献

- 秋元美世 (2010) 『社会福祉の利用者と人権—利用関係の多様化と権利保障』有斐閣
- Beauchamp, T.L. and Childress, J.F. (1979) ‘PRINCIPLES OF BIOMEDICAL ETHICS’ (= 1997, 永安・立木監訳『生命医学倫理』成文堂)
- Bernstein, S. (1960) ‘Self-determination : King or Citizen in the Realm of Values?’ *Social Work*, January, 3-8.
- Biestek, F.P. (1957) ‘The Casework Relationship’ (= 1996 尾崎新・福田俊子・原田和幸訳『ケースワークの原則—援助関係を形成する技法—〔新訳版〕』誠信書房)
- Butrym, Z. (1976) ‘The Nature of Social Work’ (= 1986 川田誉音訳『ソーシャルワークとは何か—その機能と本質』川島書店)
- Dworkin, G. (1988) ‘The Theory and Practice of Autonomy’, Cambridge University Press.
- Faden, R.R. and Beauchamp, T.L., (1986) ‘A History and Theory of Informed Consent’ Oxford University Press (= 1996 酒井忠明・秦洋一訳『インフォームド・コンセント』みすず書房)
- Hollis, F. (1964) ‘Casework : A psychosocial therapy’

- New York : Random House. (= 1966 本出祐之・黒川昭登・森野郁子訳『ケースワーク：社会心理療法』岩崎学術出版)
- Horne, M. (1999) '*Value in social work*' Ashgate
- Kant, I (1785) '*Grundlegung zur Metaphysik der Sitten*' (= 1960 篠田英雄訳『道徳形而上学原論』岩波書店、= 1989 宇都宮芳明訳(『訳注・カント 道徳形而上学の基礎づけ』以文社、= 2005 野田又男訳『人倫の形而上学の基礎づけ』中央公論新社)
- 石川時子 (2009) 「能力としての自律—社会福祉における自律概念とその尊重の再検討—」『社会福祉学』50, (2), 5-17.
- 岩崎晋也 (2002) 「なぜ『自立』社会は援助を必要とするのか—援助機能の正当性」『援助するということ』有斐閣, 69-133.
- 木原活信 (2007) 「社会福祉方法論の時期区分—ポストモダンの視点を加味した場合」社会事業史研究 No.34, 33-50.
- 衣笠一茂 (2009) 「ソーシャルワークの『価値』の理論構造についての一考察—『自己決定の原則』がもつ構造的問題に焦点をあてて—」『社会福祉学』49(4),14-26.
- Levy, C.S. (1993) '*Social work ethics on the line*' New York : Haworth Press
- Mill, J.S. (1859) '*ON LIBERTY*' (= 1971 塩尻公明・木村健康訳『自由論』岩波書店)
- 小山 隆 (1999) 「ソーシャルワーク関係における『自己決定』」嶋田啓一郎監修『社会福祉の思想と人間観』ミネルヴァ書房, 149-65.
- 小佐野彰 (1998) 「障害者にとって『自立』とは何か？」『現代思想』vol.26, 2 青土社 74-83.
- Reamer, F.G. (1999) '*Social work value and ethics*' Columbia University Press. (= 2001 秋山智久監訳『ソーシャルワークの価値と倫理』中央法規)
- Richmond, M.H. (1917) '*Social Diagnosis*' General Books Paperback
- \_\_\_\_\_ (1922) '*What is social case work? : an introductory description*' Kessinger
- Rothman, J.et.al. (1996) 'Client self-determination and professional intervention : Striking a balance' *Social Work*, vol.41, (4). 396-405.
- Rawls, J. (1993) '*Political Liberalism*' Columbia University Press.
- 定藤丈弘 (1993) 『自立生活の思想と展望—福祉のまちづくりと新しい地域生活の創造をめざして』ミネルヴァ書房
- 田中耕一郎 (2010) 「〈重度知的障害者〉の承認をめぐって—Vulnerabilityによる承認は可能か—」『社会福祉学』51(2), 30-42.
- 〈その他ウェブ〉
- British Association of Social Workers (BASW) (2012) '*The Code of Ethics for Social Work*', (<http://www.basw.co.uk/revised-code-of-ethics/>) 2012.2 現在
- National Association of Social Workers (NASW) (1999) '*Code of Ethics*', (<http://www.naswdc.org/pubs/code/code.asp>) 2012.2 現在
- 日本ソーシャルワーカー協会 (JASW) (2005) 「倫理綱領」(<http://www.jasw.jp/rinri/rinri.html>) 2012.2 現在
- The Australian Association of Social Workers (AASW) '*Code of ethics*' (<http://www.aasw.asn.au/document/item/740>) 2012.2 現在